

米沢市里帰り等の妊婦健康診査費用助成について

米沢市の妊婦健康診査受診票は、山形県外の医療機関で使うことができません。

里帰り等により山形県外の医療機関等で受診した際は、後日申請することで妊婦健康診査費用の助成を受けることができます。

＜対象者＞

里帰り等により、山形県外の医療機関等で妊婦健康診査を受診した方

※受診時に米沢市内に住所があること、米沢市から妊婦健康診査受診票の交付を受けていること、が条件です。

＜助成対象となる健診内容＞

- | | | |
|--------------|----------------------------|------------------------|
| ・妊婦一般健康診査 | 山形県内の医療機関で受診した分を含めて 14 回まで | } 妊婦一般健康診査と同日実施した場合に対象 |
| ・HTLV-1 抗体検査 | 1 回 | |
| ・性器クラミジア抗原検査 | 1 回 | |
| ・子宮頸がん検診 | 1 回 | |

※いずれも、**妊婦健康診査受診票に明記している公費負担上限額が助成の上限**となります。

※母子健康手帳「妊娠中の経過」のページに、妊婦健康診査を受けた日付や血圧測定などの結果、血液検査を受けた日とその検査結果を記載してもらってください。

＜申請方法＞

助成対象となる妊婦健康診査をすべて受診した後に、下記の書類をそえて申請してください。
来所する方はご本人以外（家族等）でも構いません。

＜申請期限＞

出産した日から数えて6か月が経過した日が属する月の末日

（例） 4/15 に出産した場合 → 10/31 までに申請。



＜申請に必要な書類＞ ※印は該当する場合のみ

		備考
1	医療機関の領収書と診療明細書（原本）	レシートは領収書代わりになりません。
2	未使用の米沢市妊婦健康診査受診票	
3	母子健康手帳	
4	妊婦名義の振込口座の手帳	旧姓の通帳は使用できません。
5	米沢市里帰り等の妊婦健康診査助成金交付申請書	妊婦本人が記入してください。
6	委任状※	振込口座が妊婦名義でない場合のみ。
7	妊婦健康診査領収証明書（専用様式）※	国外の医療機関等で妊婦健診を受診された場合のみ。妊婦健診1回につき1枚ずつ交付。

＜申請先＞

米沢市こども家庭課 事務室（すこやかセンター内 2階）

受付時間 月～金曜（休日を除く） 8：30～17：15

＜その他＞

・国外の医療機関等で妊婦健診を受診される場合、主治医が記入する「妊婦健診領収証明書（専用様式あり）」も提出していただく必要がありますので、事前にお問い合わせください。

・申請書等は、市のホームページ（<http://www.city.yonezawa.yamagata.jp>）からダウンロードすることも可能です。

担当 米沢市こども家庭課 母子保健担当（すこやかセンター内）
TEL 0238-27-7550